

法人事業税への外形標準課税の導入に係る特例措置の創設

(資本割の課税標準に係る特例措置の創設)

JR三島会社 (JR北海道、JR四国及びJR九州)

資本準備金に係る商法の特例を適用した金額を資本等の金額から控除

関西国際空港株式会社、関西国際空港用地造成株式会社

資本等の金額の 5 / 6 に相当する金額を資本等の金額から控除

中部国際空港株式会社

資本等の金額の 2 / 3 に相当する金額を資本等の金額から控除

苫小牧東部開発、むつ小川原開発及び石狩湾新港開発の関係会社

資本等の金額に総資産のうち占める販売用土地の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を資本等の金額から控除

東京湾横断道路株式会社

資本等の金額に総資産のうち占める東京湾横断道路の建設に係る未収金の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を資本等の金額から控除

首都圏新都市鉄道株式会社

資本等の金額の 2 / 3 に相当する金額を資本等の金額から控除

株式会社けいはんな

資本等の金額の 1 / 2 に相当する金額を資本等の金額から控除

羽田空港再拡張事業に係る国有資産交付金の特例措置の創設

特例対象：羽田空港再拡張事業により整備される新設滑走路等

適用期間：新設滑走路等の供用開始後10年度分

特例内容：交付金算定標準 1 / 4 (現行 1 / 2)

羽田空港再拡張事業を推進するため、羽田空港の新設滑走路等に係る国有資産等所在市町村交付金について一定期間の特例措置を創設する。

羽田空港再拡張事業の整備概要

